

【参考：理(美)容所構造設備図】

【作業環境】

- ① 採光または照明(照度 100ルクス以上)
  - ② 機械換気(換気扇)または自然換気(開閉可能な窓)できる設備が必要
- 「換気の基準：炭酸ガス(二酸化炭素)濃度を、5000ppm以下に保つこと」

◆作業場の床面積(9.9㎡以上)

理(美)容椅子	床面積
1~2脚	9.9㎡
3脚	13.2㎡
4脚	16.5㎡
5脚	19.8㎡
(以下、1脚増えるごとに必要面積が3.3㎡増加。)	

消毒場所(室)を含む。なお、待合所、便所等は除く。

【器具の容器】

消毒用、消毒済、未消毒の専用容器  
 (少なくとも各1個、ラベル等により区別する。)

<消毒方法(例)>

- ・消毒用エタノール(濃度76.9~81.4%)

【洗場】

美容所専用の流水装置であること。(床面積に含む。)

※美容所専用の手指・器具等の洗浄用のため、便所・洗髪(シャンプー)設備との併用不可

【蓋付汚物箱】

汚物箱、毛髪箱(各1)

便所は、床面積に含まない

便所の手洗設備

自宅

自宅用玄関

【自宅併設の場合】

理(美)容所が通路とならないように、理(美)容所入口とは別に、自宅用玄関を設けること。

【区画】

隔壁等(壁、ドア、引き戸等)で区画すること。  
 ※襖、アコーディオンカーテン、折りたたみ式の壁等は、隔壁等と認められない。

【床・腰板】

コンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。

【洗髪(シャンプー)設備】

※頭髪に係る作業を行わない(まつ毛エクステンション等)場合は不要。(床面積に含む)

待合所は、床面積に含まない

理(美)容所入口

太枠内が理(美)容所

